

千葉県報

号外
令和8年3月31日

号外第30号

報

県

葉

千

令和8年3月31日(火曜日)

主要目次

- 千葉県議会傍聴規則の一部を改正する告示
- 千葉県議会議長の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示
- 千葉県議会委員会傍聴規程の一部を改正する告示
- 千葉県議会の保有する個人情報保護に関する条例施行規程の一部を改正する告示
- 千葉県議会事務局職員服務規程の一部を改正する訓令

議会告示

千葉県議会傍聴規則の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月三十一日

千葉県議会議長 武田 正光

千葉県議会告示第一号

千葉県議会傍聴規則の一部を改正する告示

千葉県議会傍聴規則(昭和三十七年千葉県議会告示第二号)の一部を次のように改正する。

第四条中「議場」の下に「及び傍聴席」を加える。

第十二条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 ビラ、幕、たすきその他の議場に現在する者に対して威勢を示すために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者

第十二条第一項第三号から第五号までを削り、同項第六号中「、包物の類」を「その他の前二号に規定する物を運搬することができる物」に改め、同号を同項第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 前三号に規定する物のほか、会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するおそれがあると認められる物を携帯している者

第十二条第一項中第七号を削り、第八号を第五号とし、同項第九号中「議事」を「会議」に、「おそれがある」を「ことが明らかである」に改め、同号を同項第六号とし、同条第二項中「第六号」を「第四号」に、「物品」を「物」に改め、同条第四項を削る。

第十三条第二号を削り、同条第一号中「表明し」の下に「、又は議場に現在する者に対して威勢を示さ」を加え、同号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 静粛にすること。

第十三条第三号を次のように改める。

三 携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しないようにすること。
第十三条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を削り、同条第七号中「議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となる」を「会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害する」に改め、同号を同条第五号とする。

附則

この告示は、公示の日から施行する。

千葉県議会議長の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月三十一日

千葉県議会議長 武田 正光

千葉県議会告示第二号

千葉県議会議長の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示

千葉県議会議長の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程(平成十八年千葉県議会告示第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号を次のように改める。

一 電子署名 次に掲げるものをいう。

イ 電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号)第二条第一項に規定する電子署名

ロ 政府認証基盤(行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。)の官職証明書に基づく電子署名

ハ 地方公共団体組織認証基盤(行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。)の職責証明書に基づく電子署名

第五条第二項中「より処分通知等」の下に「(当該処分通知等を書面等により行うときに押印を要することとされているものその他の当該処分通知等の性質等から電子署名を要するものと認められるものに限る。)」を加え、「当該電子署名に係る電子証明書と併せて前項」を「その情報を同項」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、議長の定める方法により当該処分通知等に係る事項に係る情報が記録された電磁的記録の真正な成立を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

第五条第三項中「電子署名」の下に「及び前項ただし書に規定する措置」を加える。
 第七条第一項中「磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む）」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう）」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該作成等は、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術（官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三十三号）第二条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。）その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。

附則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

千葉県議会傍聴規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月三十一日

千葉県議会議長 武田 正光

千葉県議会告示第三号

千葉県議会委員会傍聴規程の一部を改正する告示

千葉県議会委員会傍聴規程（平成二十年千葉県議会告示第一号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第二号及び第三号を次のように改める。

二 ビラ、幕、たすきその他の委員会室に現在する者に対して威勢を示すために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者

三 前二号に規定する物のほか、会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するおそれがあると認められる物を携帯している者

第六条第一項中第四号及び第五号を削り、第六号を第四号とし、同項第七号中「議事」を「会議」に、「おそれがある」を「ことが明らかである」に改め、同号を同項第五号とし、同条第二項中「第五号」を「第三号」に、「物品」を「物」に、「確認する」を「確認させる」に改め、同条第四項を削る。

第七条第二号を削り、同条第一号中「表明し」の下に「、又は委員会室に現在する者に対して威勢を示さ」を加え、同号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 静粛にすること。

第七条第三号を次のように改める。

三 携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しないようにすること。

第七条第五号を削り、同条第六号中「委員会室の秩序を乱し、又は議事の妨害になる」を「会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害する」に改め、同号を同条第五号とする。

附則

この告示は、公示の日から施行する。

千葉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月三十一日

千葉県議会議長 武田 正光

千葉県議会告示第四号

千葉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する告示

千葉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程（令和五年千葉県議会告示第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第五号中「第十九条の四第一項第五号」を「第十九条の四第一項第四号」に改め、同条第十六号中「第十二条第三項の被保険者証の番号及び保険者番号」を「第二百一条の二第一項に規定する被保険者番号等」に改める。

附則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第三条第五号の改正規定は、同年六月十四日から施行する。

議 会 訓 令

千葉県議会事務局職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

千葉県議会議長 武田 正光

千葉県議会訓令第一号

千葉県議会事務局職員服務規程の一部を改正する訓令

千葉県議会事務局職員服務規程（平成十七年千葉県議会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別記第二号様式を次のように改める。

議会事務局

第二号様式（第三条第一項）
（職員き章）



直径 12ミリメートル
色 地及び県章は黒色、縁及び県章の輪郭は金色

附則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

購読料

本号

一部

一二円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二三三)二六五八